

議第 3 1 号

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 4 条第 1 項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 7 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第 8 4 条第 1 項に規定する条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（同条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

（生産活動）

第 4 条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。